

この欄は、記入しないで下さい。

利用決定・利用不可決定。令和 年 月 日決定
月 日に利用者 へ電話・FAXにて通知

テニスコート利用申込書

令和 年 月 日

長崎港湾漁港事務所長 様

利用者（代表者）住 所
氏 名
電話番号
携帯電話
FAX

（代表者不在の場合の連絡先）住 所
氏 名
電話番号
携帯電話

下記のとおり、テニスコートの利用を申込みます。
なお、利用に当たっては、利用許可条件を厳守します。

記

1. 利用月日 令和 年 月 日（ 曜日）
2. 利用時間 次の利用できる時間帯（各2～3時間）の下欄に1箇所○をすること。

この欄は記入 不要 整理番号	区 分	利用 できる 時間 帯			
	平日及び土日祝日の 9月から3月まで	10～12時	12～14時	14～17時	
	土日祝日の4月から 8月まで	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時

3. 利用人数 人（応援等を含む）
○ 複数日の申込みをされる場合は、別紙様式に記入し、本申請書に添付してください。

**※ 利用決定の連絡は、電話又はFAXにて決定者のみに行います。
連絡がない場合は、利用は認められなかったものとなります。**

※ 利用許可条件

1. 利用時間は、必ず厳守すること。準備や後かたづけの時間は、利用時間に含まれます。
 2. コート内では必ずテニスシューズを履くこと。
 3. 利用後は、コートブラシをかけ、施設内を点検し、ゴミ、施設の破損等がないか確認をすること。
（飲み物等のゴミは、各自持ち帰ること）
 4. テニスコート出入口の鍵は、利用後は必ず施錠すること。
 5. テニスコート内での水分補給用の飲み物以外の飲食及び喫煙は、禁止する。
 6. 施設の破損等については、直ちに新長崎漁港駐在事務所に報告し、指示を受けること。
施設を破損した場合は、利用者の弁償となります。
 7. 危険な行為、迷惑行為及び営業行為は禁止します。
 8. 公園内でのケガ・事故等に関しては、各自の責任となりますので十分に気をつけること。
 9. 利用中に第三者に損害を与えたときは、当事者間で問題解決すること。
 10. 駐車場の利用は、午前9時45分から午後5時15分（4月から8月の土日祝日のみ午後6時30分）までであり、利用時間は厳守すること。**（駐車場利用時間外は施錠します。）**また、駐車場の駐車スペースは限られているので、乗り合わせて来場すること、路上駐車等法令違反はしないこと。
 11. 長崎県新長崎漁港駐在事務所の職員等の指示には必ず従うこと。
- 12. 上記条件が、守られないとき又は住民等から苦情があった場合は、利用の中止若しくはテニスコート等からの退去を命ずることがある。また、場合によっては今後一切利用許可しない。**

